

## すこやかサポート Plus が新しくなります

すこやかサポート Plus (SSP) は 2 月にリニューアルいたします。  
SSP にユーザー ID (メールアドレス) を登録している皆様には個別にご連絡いたします。ご案内のメールが届きましたら、改めて SSP ユーザー ID (メールアドレス) の登録をお願いいたします。

## 特例退職被保険者のみなさまへ 保険料納入証明書を 1 月下旬にお送りします

令和元年の健康保険料の納入証明書を令和 2 年 1 月下旬にお送りします。  
納入証明書は、2 月 17 日からの確定申告の際、社会保険料控除を受けるための確認資料としてご利用ください。確定申告のときに添付する必要はありません。

### ■ 証明期間

平成 31 年 1 月から令和元年 12 月まで納入していただいた分

### ■ 証明金額

- 平成 31 年 1 月から証明書作成時までに入金確認ができた保険料合計額
- 65 歳になられた方の介護保険料は、誕生日以降は市町村 (東京特別区を含む) から直接徴収されますので、この証明金額には含まれません。

☆任意継続被保険者の方で、健康保険料の納入証明が必要な場合は、令和 2 年 1 月下旬以降に健保組合までお問い合わせください。

## 医療費控除を申告される方へ 原則として「医療費控除の明細書」の添付が必要です

従来、医療費控除の申告には、医療費等の領収書 (原本) を添付することになっていましたが、2017 年分の申告からは領収書ではなく明細書の添付が義務付けられています。ただし、領収書については 5 年間保存し、税務署から求められた場合には提示 (または提出) しなければなりません。明細書の作成にあたっては、すこやかサポート Plus の「医療費のお知らせ」をお役立てください。なお、

2017 年分から 2019 年分までの申告については、従来どおり領収書の添付 (または提示) でもよいことになっています。

また、市販薬の購入費だけを対象とした医療費控除の特例「セルフメディケーション税制」が 2017 年分からスタートしていますが、この場合も原則、領収書でなく明細書の添付となります。

※医療費控除及びセルフメディケーション税制の詳細、各明細書のダウンロード等は国税庁の HP へ (<http://www.nta.go.jp>)。また、問い合わせ等は最寄りの税務署へお願いします。

### 2019 年 10 月から

## 消費税率引き上げに伴い、医療費が変わりました

2019 年 10 月に消費税率が「8%→10%」に引き上げられたことから、これに合わせた診療報酬等の見直しが行われました。

医療の技術料にあたる診療報酬本体は 0.41% 引き上げられる一方で、薬価等については 0.48% 引き下げとなりました。

● 診療報酬本体 + 0.41%  
各科改定率 医科 + 0.48% 歯科 + 0.57% 調剤 + 0.12%

改定された 主な項目	項 目	2019 年	
		9 月まで	10 月から
医科	初診料	2,820 円	2,880 円
	再診料	720 円	730 円
	外来診療料	730 円	740 円
	オンライン診療料	700 円	710 円
歯科	歯科初診料	2,370 円	2,510 円
	歯科再診料	480 円	510 円
調剤	調剤基本料*	410 円	420 円

◎自己負担は上記の 2～3 割です。

\*調剤基本料 1 の場合の額

● 薬価等 ▲ 0.48%  
薬価 ▲ 0.51% 材料価格 + 0.03%  
(消費税対応分 + 0.42%) (消費税対応分 + 0.06%)  
(実勢値改定等 ▲ 0.93%) (実勢値改定等 ▲ 0.02%)

## ★ 編集後記 ★

度重なる台風等による災害で被災された皆様におかれましては心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。今年インフルエンザが例年より 2 か月近く早く流行の兆しをみせているとのこと。予防のポイントを解説しましたのでご一読ください。

● 「My Health」へのご意見・お問い合わせは、当健保組合ホームページの「Web でのお問い合わせ」まで